

工事共通仕様書

南那須地区広域行政事務組合

目 次

第 1	総則	2
第 2	提出書類	4
第 3	施工管理	5
第 4	安全管理	7
第 5	法定資格者等	7
第 6	検査	8
第 7	契約不適合責任	9
第 8	建設副産物の処理	9
第 9	その他	10

第 1 総則

1 一般事項

- (1) この共通仕様書は、南那須地区広域行政事務組合が発注する工事に適用するもので、工事契約書に定める仕様書の一部を構成する。
- (2) 設計図書等の優先順位は次のとおりとする。

設計図書等	優先	適用
内訳書	1	全ての工事
特記仕様書	2	全ての工事
設計図面	3	全ての工事
工事共通仕様書	4	全ての工事

- (3) 本施工に関する基準は、設計図書の指示によるほか次による。

設計図書の各仕様書及び図面等	
建築工事監理指針	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築改修工事監理指針	
機械設備工事監理指針	
電気設備工事監理指針	

工事種別により以上の記載以外に必要な基準等は、特記仕様書に記載する。

2 諸法令の遵守

- (1) 請負人は、当該工事に関して諸法令を遵守し、工事の円滑な進行を図るとともに、諸法令の運用、適用は請負人の責任において行うこと。
- (2) 遵守する主な法令は次に示すとおり。

地方自治法
建設業法
下請代金支払遅延等防止法
労働基準法
労働安全衛生法
作業環境測定法
じん肺法
建設労働者の雇用の改善等に関する法律
出入国管理及び難民認定法
道路法
道路交通法
道路運送車両法
地すべり等防止法

河川法
海岸法
港則法
軌道法
下水道法
航空法
公有水面埋立法
環境基本法
火薬類取締法
大気汚染防止法
騒音規制法
水質汚濁防止法
振動規制法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
資源の有効な利用の促進に関する法律
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
電気事業法
電気工事士法
計量法
電波法
消防法
測量法
建築基準法
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
個人情報の保護に関する法律
栃木県条例
組合条例

- (3) 施工に当たっては、労働安全衛生法及びその他諸法令を遵守し、設計図書に従い組合の業務に支障を来たさぬよう、監督員と十分協議し速やかに行うこと。
- (4) 請負人は、諸法令に違反したことにより問題が発生した場合は、請負人の責任において解決すること。
- (5) 請負人は、本工事の計画、図面、仕様書及び契約に関して諸法令に照らし矛盾等が判明した場合には、直ちに監督員と協議すること。

3 規格等

準拠する主な規格は次のとおり。

J I S 日本産業規格

J A S 日本農林規格
 I S O 国際標準化機構規格
 I E C 国際電気標準会議規格
 日本水道協会規格（J W W A）
 空気調和・衛生工学会規格（H A S S）
 その他、関連団体規格、関連の規格に準拠する。

4 官公庁その他への手続き等

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公庁及びその他機関への届出等を法令又は設計図書の定めにより実施すること。

5 工事实績情報の作成及び登録

- (1) 工事实績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日等は含まない。

ア 工事受注時 契約締結後 10 日以内
 イ 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内
 ウ 工事完成時 工事完成後 10 日以内

なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。

- (2) 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。

なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。

6 施工体制台帳、施工体系図、下請契約調書の提出

請負人は、建設業法に基づき、下請契約金額にかかわらず、下請契約ごとに「施工体制台帳」の写し、「施工体系図」及び「下請契約調書」（下請契約金額を必ず記載）を監督員に提出すること。

第2 提出書類

- 1 提出書類及び提出部数は次のとおりとする。また、別途監督員から指示する場合、その部数とする。

(1) 工事契約書に基づく書類

書類名	部数	備考
工事着手届出書	1	必要時
現場代理人 主任技術者 選定通知書 監理技術者	1	
工程表	1	

請負工事代金内訳書	1	必要時
受領書・借用書	1	必要時
請求書	1	工事完了後
工事出来形確認書	1	必要時
工事完成通知書・指定部分に係る完成通知書	1	
工事目的物引渡申出書	1	

※その他契約書に記載されているもの。

(2) 工事管理上の提出書類

書類名	部数	備考
登録内容確認書	1	必要時 本仕様書第1 5
施工計画書	1	
緊急連絡体制表	1	施工計画書に含める場合は不要
安全作業計画書	1	施工計画書に含める場合は不要
作業日報	1	完成図書に含める場合は不要
出退届	1	必要時
施工体制台帳	1	本仕様書第1 6 完成図書に含める場合は不要
施工図	1	必要時
承諾図	1	必要時
打合せ議事録	1	打合せ後、完成図書に含める場合は不要
工事用材料等承諾願	1	本仕様書第3 1
産業廃棄物処理計画書及び報告書	1	必要時 報告書には産業廃棄物管理票 (マニフェスト)等を添付 完成図書に含める場合は不要
工事記録写真	1	完成図書に含める場合は不要
完成図書	1	
その他必要な書類	1	監督員の指示事項

2 施工計画書

- (1) 請負人は、施工前に、工事の実施に必要な施工計画書を提出すること。
- (2) 品質計画、一工程の施工確認を行う段階及び、施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該施工前に提出すること。ただし品質計画以外の部分は、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合省略できる。

(3) 施工計画書の一般的記載事項は、次による。

ア 記載事項

施工計画書には、工事の概要、施工手順、施工方法（仮設計画含む）、計画工程表、現場組織表、安全管理（安全訓練の実施を含む）、再生資源の利用の促進、その他監督員が指示した事項を記載すること。

イ 変更

施工計画書を変更しようとするときは、その都度、変更部分の施工前に、変更施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。ただし、軽微な変更については、口頭で監督員の承諾を受けることができる。

3 施工図

施工上必要な各種の躯体図、納まり図、原寸図、製作図又は型板の類は、いずれも施工に先立ち監督員の承諾を受けること。

また、必要図面、縮尺等は監督員と協議し決定すること。

4 工事記録写真

請負人は、施工に当たって次の事項に関するデジタル写真を撮影し、工程順に編集し工事完成時に提出すること。

- (1) 工事場所の工事着手前、施工中及び完成時の状態
- (2) 工事場所周辺の構造物等で、工事实施の影響を受けて、沈下、亀裂等が起こる恐れのある物の状態
- (3) 施工の妨げになるため移設し、施工完了後復旧する場合の、移設前及び復旧後の状態
- (4) 工事完成後では、検査、確認が不可能又は困難である構造物及び、施工上隠ぺいされてしまう各種工事の終了時の状態
- (5) 事故、災害が発生したときの状態
- (6) その他、監督員が指示したもの

5 完成図書その他

請負人は、工事完成時に以下の書類を組合に引き渡す。なお、作成部数及び内容に変更があるものについては、監督員が別途指示する。

工事概要書	各種試験成績表	工事記録写真
完成図	機器類試験成績表	付属品類
施工図	各種届出関係書類	その他監督員の指示するもの
機器完成図	処分証明書類	使用材料等一覧表

第3 施工管理

1 使用材料

- (1) 工事で使用する機器及び材料（以下、「工事用材料等」という）は、全て新品を使用する。ただし、支給品及び仮設工事に使用する工事用材料等についてはこの限りではない。
- (2) 工事用材料は、事前に「工事用材料等承諾願」に設計仕様に適合することが確認できる資料（検査成績書や化学物質等安全データシート（MSDS）等）を添付して提出し、監督員の承諾を受けること。
なお、工事用材料等が、規格等（JIS等の規格（自己適合宣言を含む）、一般社団法人公共建築協会の評価名簿に登載されている機器及び材料、一般財団法人ベターリビングのBL認定品等）で品質・性能保証されている場合は、その規格等の種類・番号を「工事用材料等承諾願」に記載することで、資料添付を省略することができる。
- (3) 監督員が検査を必要と認めた工事用材料は、搬入時に現場代理人立会の下で材料検査を行うこと。

2 工事現場管理

(1) 地元住民への配慮

- ア 施工に当たっては、監督員と協議のうえ地元住民に迷惑を及ぼさないよう最大限の配慮をすること。
- イ 請負人は施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないようにすること。
- ウ 請負人は、地元関係団体等から施工に関して苦情があり、請負人が対応すべき範囲は誠意を持ってその対応にあたること。

(2) 工事現場の維持管理

- ア 工事現場周辺の道路及び仮排水路は、監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な状態に保つよう、適切な維持管理を行うこと。
- イ 工事現場は、工事用機械器具及び材料、建設発生土等が常に整理されていて、作業の安全と能率的運営が確保できる状態にすること。また、火災、盗難等が発生しないように十分注意し、大雨、出水等による災害の防止について日頃から配慮すること。
- ウ 他の請負人と同一又は隣接する工事場所で作業するときは、常に協力して工事の進捗を図るとともに監督員との協議の上、安全に関し相互に必要な措置を講じること。
- エ 請負人は、本施工に当たって、機器その他に異常な箇所を発見した場合は、監督員に速やかに報告すること。

第4 安全管理

1 労働安全

作業の安全については、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、その他関係法令・規則・基準を遵守すること。

2 足場仮設

- (1) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（平成 21 年 4 月 24 日厚生労働省基発第 0424001 号）※」により設置すること。なお、足場の組立、解体又は変更の作業については、同ガイドライン別紙 1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の 2 (2) 又は 2 (3) により行なうこと。また、その足場は同ガイドライン別紙 2「働きやすい安心感のある足場に関する基準」2 に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有すること。
- (2) 請負人は、設置する足場が、同ガイドライン第 6「留意すべき事項」に適合していることを、施工計画にて監督員に示すこと。

※手すり先行工法に関するガイドラインは以下 URL を参照

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/06.pdf>

3 災害防止

災害及び事故の予防対策については、関係法令等に準拠して万全を期するほか、台風、豪雨など予測できる荒天に対して適切な措置を講じること。

4 保安全管理

請負人は、作業者の監督及び指導について留意し、工事中は、他の作業者と区別できる保安帽等を全員に着用させること。また、火気、電気、危険物等の取扱いには留意し、喫煙等は、指定された場所で行うこと。

5 安全確保

工事現場内外を問わず人命及び財産に危害及び損傷を与えないように常に安全に留意し、必要に応じて適切な予防措置を行う。火災、盗難、騒音その他事故の予防についても同様とする。

6 緊急措置

施工中に事故が発生した場合は、必要な応急処置を施すとともに、その措置、状況等を直ちに監督員に報告して指示を受けること。

第 5 法定資格者等

請負人は、施工に際し、法定資格者の就労を必要とする作業には、必ずその有資格者を従事させること。また、職務についても法令等に基づき確実に遂行するように管理すること。

- 1 法定資格等（以下参照）は、その証明書を作業員に携帯させ、組合監督員が提示を求めた場合は、これに応じること。
 - (1) 主任技術者、監理技術者
 - (2) 酸素欠乏危険作業主任者
 - (3) 足場組立等作業主任者
 - (4) 特定化学物質等作業主任者
 - (5) 玉掛技能者

- (6) 電気溶接技能者
- (7) ガス溶接技能者
- (8) 電気工事士
- (9) その他、本工事に必要な法定資格者

2 法定作業主任者の選任

- (1) 労働安全衛生法 16 条の規定による安全衛生責任者又はこれに準じる者、あるいは統括安全衛生責任者又はこれに準じる者を選任すること。

なお、組合より統括安全衛生責任者等の指名を受けた場合は、すみやかに労働基準監督署に届け出ること。

- (2) 請負人は、労働安全衛生法に定められた危険作業（酸素欠乏危険作業、足場の組立て等作業）を行う場合は、有資格者の中から作業主任者を選任し法令等に定められた特別教育並びに現場の指示及び指揮を行うこと。

第 6 検査

1 検査の種類

検査は、完成検査、出来形部分検査及び中間検査とし、検査員が実施する。

2 施工時立会検査

- (1) 監督員が指示する場合に以下の立会検査を行う。立会検査は原則として監督員が行う。

ア 施工後では、検査が不可能である場合や、又は事前に指示した工程が終了したときに行う立会検査

イ 施工時材料の調合を要するもの

ウ 工場製作の機器類、製缶類、盤類等は当該製造工場に出向いた立会検査

エ 機器等の据付け又は配管、配線等の工事終了後の検査

オ 絶縁試験、機能試験、通水試験、圧力試験、試運転調整、各種測定（振動、騒音、温度上昇等）等

カ その他、監督員が指示するもの

- (2) 同一工程をくり返し行うものについては、工程ごとに検査を受けること。また、完了後も監督員の指示する検査を行うこと。

第 7 契約不適合責任

契約不適合責任期間は特記仕様書に記載のない限り、工事契約書に定める期間とする。

第 8 建設副産物の処理

1 建設副産物の処理

- (1) 請負人は、建設副産物（建設発生土等及び建設廃棄物）の処理に当たり「建設工事

に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令、条例その他の諸規定により再使用、再生利用及び適正処理に努めるとともに、その処理等の内容については、あらかじめ監督員に報告する。

- (2) 工事現場において発生する廃棄物は、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に選別し、廃棄物ごとに収集場所を確保する。また、リサイクル等、再資源化に努める。
- (3) 産業廃棄物を委託処理する場合は、他人の産業廃棄物の運搬又は処分もしくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分もしくは再生がその事業の範囲に含まれている者に委託する。
- (4) 廃棄物処理については、処理前に「産業廃棄物処理(計画・報告)書」に必要書類を添付して監督員に提出する。処理後には「産業廃棄物処理(計画・報告)書」及び「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」A票にB2、D、E票等の写しを添付して監督員に提出する。電子マニフェストを利用する場合、適正に処分されたことを示す書類を添付する。
- (5) 建設副産物の処理に関して、不明な点等がある場合は監督員と協議する。

第9 その他

1 アスベストの使用制限及び解体撤去作業について

- (1) 使用材料についてはノンアスベスト材料とし、アスベスト含有材料を使用しないこと。
- (2) 仕上材、保温材等の解体に当たっては、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)に基づき適正に処理すること。

2 個人情報

請負人は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。